○法務省告示第五百二十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の十第一項の規定に基づき、出入国管理基本計画を平成二十七年九月十五日次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十七年十月十九日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理基本計画

目　　次

Ⅰ　第５次出入国管理基本計画策定に当たって
Ⅱ　外国人の入国・在留等をめぐる状況
　１　我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等
　　⑴　全般的な状況
　　⑵　就労を目的とする外国人の状況
　　⑶　学ぶことを目的とする外国人の状況
　　⑷　身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況
　２　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等
　　⑴　個人識別情報を活用した上陸審査の状況
　　⑵　不法滞在者の状況
　　⑶　偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況
　３　難民認定申請等の状況
Ⅲ　出入国管理行政の主要な課題と今後の方針
　１　我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ
　　⑴　課題等
　　⑵　今後の方針
　　ア　経済成長に寄与する人材の受入れ
　　①　経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進
　　②　高度人材外国人の受入れの推進
　　③　緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れ
　　イ　留学生の適正な受入れの推進
　２　少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化
　３　新たな技能実習制度の構築に向けた取組
　　⑴　課題等
　　⑵　今後の方針
　　ア　技能実習制度の適正化のための措置
　　イ　制度本来の目的を踏まえた制度の拡充に係る見直し
　４　在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与
　　⑴　課題等
　　⑵　今後の方針
　　ア　在留管理制度の的確な運用及びその見直し
　　イ　外国人との共生社会の実現に向けた取組
　５　観光立国実現に向けた取組
　　⑴　課題等
　　⑵　今後の方針
　　ア　自動化ゲートの利用拡大
　　イ　クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化
　　ウ　その他の観光立国実現に資する取組
　６　安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進
　　⑴　課題等
　　⑵　今後の方針
　　ア　テロリスト等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等水際対策の実施
　　①　個人識別情報を活用した上陸審査の推進
　　②　関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化
　　③　船舶等を使った不法入国者への対策の強化
　　イ　国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
　　①　積極的な摘発等の実施
　　②　偽装滞在者対策の強化
　　③　警察等捜査機関との連携の強化
　　④　被収容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施
　　ウ　出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化
　　エ　在留特別許可の適正な運用
　７　難民の適正かつ迅速な庇護の推進
　　⑴　課題等
　　⑵　今後の方針
　　ア　適正かつ迅速な難民認定のための取組等
　　イ　第三国定住による難民の受入れ
　８　その他
　　⑴　出入国管理体制の整備
　　⑵　国際協力の更なる推進
　　⑶　人身取引被害者等への配慮

Ⅰ　第５次出入国管理基本計画策定に当たって

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、今回で５回目となる。

前回の第４次出入国管理基本計画を策定した平成22年当時の状況を振り返ると、本格的な人口減少時代を迎えたことに加え、世界的な金融危機の影響等により景気は低迷しており、我が国経済の活性化に資する外国人をより積極的に受け入れることが求められていた。また、厳格な不法滞在者対策の実施等により不法滞在者数は減少傾向にあったものの、依然として相当数存在する不法滞在者に対する更なる対策が求められ、さらに、新しい在留管理制度の施行を前にして同制度の適切な運用を通じた外国人との共生社会の実現への貢献が求められていた。

そして今日までの間、第４次出入国管理基本計画に掲げた施策を始めとして、出入国管理行政上の施策を着実に実施してきた。例えば、平成24年５月に高度人材ポイント制を導入し、我が国経済社会の活性化に資する人材としてのいわゆる高度人材外国人の受入れを促進することとしたこと、また同年７月に新しい在留管理制度を施行し、外国人の在留管理に必要な情報を法務省が一元的に管理するとともに、市区町村との情報連携により、市区町村が、住民としての行政サービスを外国人に提供するために必要な情報を速やかに把握できる制度が構築されたこと、さらに、不法滞在者対策を強力に推し進め、不法滞在者を更に減少させることができたことなどが挙げられる。